

株主資本等変動計算書管見

Issues on "Statement of Changes in Net Assets"

増 子 敦 仁

(Atsuhito Mashiko)

株主資本等変動計算書管見

増 子 敦 仁

mashiko@toyonet.toyo.ac.jp

- I はじめに
- II 株主資本等変動計算書の導入の経緯・背景
 - 1 総 説
 - 2 会社法制定以前の諸要因
 - 3 会社法の制定に伴う諸要因
- III 株主資本等変動計算書の検討(1): 名称
- IV 株主資本等変動計算書の検討(2): 作成主体
- V 株主資本等変動計算書の検討(3): 作成様式
- VI 株主資本等変動計算書の検討(4): 表示内容
 - 1 株主資本の各項目
 - 2 株主資本以外の各項目全般
 - 3 その他有価証券評価差額金
- VII 株主資本等変動計算書の検討(5): 注記事項
- VIII 四半期財務諸表での取り扱い
- IX おわりに

I はじめに

近年、わが国の企業会計は多くの側面で大きく変貌を遂げ、転換期を迎えようとしているが、計算書類あるいは財務諸表の体系自体もその例外ではなく、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されるにあたり、個別株主資本等変動計算書および連結株主資本等変動計算書（以下、あわせて「株主資本等変動計算書」と呼ぶ）が新たな計算書類あるいは財務諸表として導入された。これに伴い、旧商法下での利益処分案または損失処理案、旧証券取引法に基づくディスクロージャー制度において、個別財務諸表を構成していた利益処分計算書または損失処理計算書、および連結財務諸表を構成していた連結剰余金計算書はいずれも廃止された。

そこで本稿では、まずわが国の民間による会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）から平成 17 年 12 月に設定・公表された企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（以下、企業会計基準第 6 号と略す）や企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針第 9 号と略す）を中心にしながら株主資本等変動計算

書導入の経緯およびその背景を明らかにする。その上で健全なディスクロージャー制度を構築する観点から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下財務諸表等規則と略す）や会社計算規則も含めて、わが国の株主資本等変動計算書の名称、作成主体、作成様式、表示内容、注記事項、および四半期財務諸表での取扱いに関して、制度全般に対する卑見を表明し、株主資本等変動計算書の利用価値向上に向けて若干の問題提起を行うものである。

II 株主資本等変動計算書導入の経緯・背景

1 総説

株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告する書類である（企業会計基準第6号第1項）。ここで、貸借対照表は、伝統的に資産、負債および資本の部から構成されてきたが、近年、資本の部に対する考え方の変化や、負債または資本に該当しない項目の出現に伴い中間区分に属する項目が増加していることを背景に、企業会計基準委員会は、平成17年12月に企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、企業会計基準第5号と略す）を公表し、会社法の施行を契機にして貸借対照表は、資産性または負債性を持つものをそれぞれ資産の部、負債の部に記載した上で、それらに該当しないものは資産と負債との差額として「純資産の部」に記載することとなった（企業会計基準第5号第4項）¹。

企業会計基準第6号が設定・公表されたのも企業会計基準第5号と同様に平成17年12月であるが、株主資本等変動計算書が新規に導入された理由としては、以下に述べるように、まず国内的な要因と国外的な要因に大別することができる。そしてさらに前者では会社法制定以前から起因していた要因と会社法制定に伴って起因した要因に細分することができるが、詳しくは次節において述べる。後者についてはアメリカでは1982年から期首残高・期末残高の調整表の形式で株主持分の項目の変動分析を独立した表または注記で開示することが求められており²、財務会計基準審議会（FASB）による概念書（SFAC）第5号でも「株主持分変動計算書」（Statement of Changes in Stockholder's Equity）は、貸借対照表、損益および包括利益結合計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務諸表への注記とともに「基本財務諸表」（Basic Financial Statements）を構成するものとされている（パラグラフ8の図表）。

一方で、国際会計基準審議会（IASB）による国際財務報告基準（IFRS）でも、IAS第1号が1997年に「会計方針の開示」から「財務諸表の表示」へ改訂された時より持分変動計算書（Statement of Changes in equity）は財務諸表の構成部分に含まれている。また、今般の2007年9月の改訂IAS第1号での大きな柱として、「完全な一組の財務諸表」（Complete Set of Financial Statements）が定義さ

れたが、その中に「その会計期間の持分変動計算書」(Statement of Changes in equity for the period)が一角を占めている。すなわち、わが国における株主資本等変動計算書導入の背後には会社法制定などの国内的な諸要因ばかりでなく、包括利益の報告や会計基準のコンバージェンス問題を巡る国際的動向とも密接に関連していることを筆者は強調するものである。

企業会計基準委員会は、このような国内外の状況を勘案しながら審議を進め、平成17年8月に企業会計基準公開草案第8号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第11号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針(案)」を公表し、各界から広く意見を聴取した上で、それらを参考にさらに審議を行って一部修正の末、平成17年12月に正式に確定した。企業会計基準第6号は、会社法の施行と同時に適用になり、平成18年5月1日の会社法施行日以後終了する連結会計年度および事業年度より株主資本等変動計算書は作成・開示されている。

2 会社法制定以前からの要因

いわゆるバブル経済崩壊後、わが国の経済は長期間に亘って低迷を続け、景気対策の一環として断続的に政策課題にたびたび規制緩和が俎上に上った。その中でも、株式相互持合構造の解消あるいは崩壊に伴う受け皿造りや、需給バランス改善による実質的な株価対策を企図して、平成6年商法改正以後、自己株式に関する規制は数度に亘って緩和され続けた。その結果、かつては原則としてその取得が厳しく禁じられていた自己株式は、平成13年商法改正の結果、配当可能利益の範囲内であれば取得の事由を問わず自由に、かつ株式数の制限なく、取得するとともに、消却は当然のこと長期的保有も認められ(いわゆる金庫株の容認)、さらに処分に伴う取引は新株発行に準じるものとして資本取引であることが明定された。これにより売却処分によって生じた売却差額と取得価額との間の差額はその他資本剰余金に加減され、さらに期末に保有する自己株式は資本控除項目とされたことから、連結財務諸表に加えて個別ベースでの貸借対照表の資本の部においても、その総額から自己株式の取得価額が減額されて表示されることになったが、自己株式取引の増加に伴って資本の部の変動はそれだけ顕著かつ複雑になったので、その状況を株主などの利害関係者に対する情報開示の必要性が高まってきた。

また、自己株式取引のほかにも議員立法による土地再評価法の制定(平成10年)により一定の期限付きながら土地の再評価が行われ、取得原価と時価の差額のうち税効果部分を除いた土地再評価差額金が資本の部に直接計上され、加えてこれが自己株式消却の財源に特例として用いられたりした。さらに、平成11年の「金融商品に係る会計基準」の設定・公表に伴い、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、および子会社・関連会社株式以外の「その他有価証券」は、期末時点での時価に評価

替えされるものの、その評価差額をその期の損益と認識するのではなく、税効果を考慮の上、貸借対照表資本の部に損益計算書を經由せずに直接計上する考え方が導入された。しかも資本直入にあたり、①評価差額の合計額を資本の部に計上する全部資本直入法（当時、現在は全部純資産直入法）と、②時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額のみを資本計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する部分資本直入法（当時、現在は部分純資産直入法）のいずれもが継続適用を条件に認められた。その上、同年における「外貨建取引等会計処理基準」の改訂によって、それまで資産の部または負債の部に記載していた在外子会社の財務諸表項目の換算によって生じた換算差額である為替換算調整勘定もまた、連結財務諸表において資本の部（当時、現在は純資産の部）に直接記載されることとなった。

このように資本直入の項目が次第に増加する状況下で、企業会計基準委員会に対して大所高所の立場から検討すべきテーマや議論の優先順位案を助言・提言を行うテーマ協議会は、財務会計基準機構創設初年度の平成13年11月に第1回提言書を取りまとめた。そこでは、企業会計基準委員会の人的資源等が限られていること、及び経済社会のダイナミックな変化に臨機応変に対応していかなければならないことを考慮して、まず短期のテーマと長期のテーマに分け、さらに各々を比較的優先順位の高いグループ（レベル1）とそれ以外のグループ（レベル2）に分けたほか、それらとは別個に「他の法制度との調整等が必要なテーマ案」の区分を設けている。この区分は、その性質上企業会計基準委員会が単独に会計基準を開発することが困難であるために他の法制度との調整等を要する案件であり、諸環境が整備され次第会計基準開発が着手されることが望ましいとされるものである。「短期」かつ「他の法制度との調整等が必要なテーマ案」に、「ゴーイング・コンサーンの開示基準」と並んで「株主持分計算書」が盛り込まれ、会計諸基準の新設・改正や商法などの改正に伴い資本の部に関連する項目が増加していることを背景に、ディスクロージャーの透明性を確保するため、株主の持分に関する情報開示制度の拡充を検討すべきである旨の提言がなされた。すなわち、株主資本等変動計算書の導入は、会社法の制定が契機となったにせよ、会社法の側からの要請を受ける形で検討が開始されたというわけではなく、財務会計基準機構・企業会計基準委員会の設置直後からの懸案事項になっていたことを、ここに指摘するものである。

3 会社法の制定に伴う諸要因

(1) 当期末処分利益または当期末処理損失の撤廃

従来、旧商法施行規則および財務諸表等規則いずれにおいても、損益計算書では当期純利益に前期繰越利益額や中間配当額、および任意積立金の目的に従った取崩額などを加減して当期末処分利益あるいは当期末処理損失を算定・開示し、これを損益計算書の末尾に表示していた点では共通して

いた。ただ、その後の段階では両者の扱いは異なっており、すなわち旧商法のもとでは、当期末処分利益を主財源とする利益処分案または損失処理案が計算書類として作成され、定時株主総会において株主の承認を得ていた。これに対し、旧証券取引法に基づくディスクロージャー制度のもとでは、個別財務諸表においては株主総会で承認された利益処分または損失処理の内容に関して、利益処分計算書または損失処理計算書が作成・開示され、他方で連結財務諸表においては資本剰余金および利益剰余金の変動を示すものとして連結剰余金計算書が作成・開示されてきた。

しかしながら、株式会社は株主総会または取締役会の決議により、一定の要件を満たせば剰余金の配当を株主総会や取締役会の決議をもって「いつでも、何度でも」行いうることと会社法は定めた（会社法第 454 条第 1 項、および同第 459 条第 1 項）ため、当期末処分利益または当期末処理損失はもはや意味をなさなくなり、会社計算規則に基づく計算書類および財務諸表等規則・連結財務諸表規則に基づく個別・連結財務諸表ともに損益計算書の末尾は、当期純利益または当期純損失までとされ、損益計算書での当期末処分利益計算の区分はすべて削除された。その意味でこれまでのわが国の損益計算書は当期業績主義から転換した際、未処分利益の区分を有していたことを根拠に純粋な意味での「包括主義」ではないという点から「包括主義的」とはいえなかったが、現在では「包括主義」による損益計算書に完全移行したといえる。なお、当期純利益または当期純損失は新たに設けられたその他利益剰余金の内訳項目である「繰越利益剰余金」に加減される³。

剰余金の配当をいつでも・何度でも行いうるならば、利益処分の前と後を特段区別する必要もない。そのため利益処分案あるいは損失処理案、利益処分計算書あるいは損失処理計算書および連結財務諸表における剰余金計算書も廃され、その代わりに剰余金の配当などによる株主資本の変動を計算書類・財務諸表上明らかにするために新たに株主資本等変動計算書の作成が必要になったのである。

(2) 株主資本の計数の変動

株式会社は、株主資本の計数を株主総会の普通・特別決議や取締役会の決議をもって、随時変動させることができることも会社法は定めたので、資本金を減少させて資本準備金やその他剰余金を増加させたり、それとは逆に資本準備金やその他資本剰余金を減少させて資本金を増加させることも当然にできるとされている（会社法第 447 条第 1 項、同第 448 条第 1 項、同第 450 条第 1 項、同第 451 条第 1 項、および同第 452 条、会社計算規則第 48 条第 1 項、同第 49 条第 1 項、および同第 51 条第 1 項）。一方で、利益準備金とその他利益剰余金に関しても、資本金を増加させることは新たに認められなくなったものの、両者の間での計数の変動は株主総会の普通手続きで可能である（会社法第 448 条第 1 項、同第 451 条第 1 項、および同第 452 条、会社計算規則第 48 条第 1 項、および同第 49 条第 1 項）。すなわち、株主資本の各項目の「計数」とは計算上の数値に他ならず、純資産の

変動を伴わない項目間の振替は「資本と利益の区別」を乱さない限り、一定の手続きを踏めば原則として許容されているのである。その結果、剰余金はもとより、準備金や資本金の「連続性を把握することが困難」(企業会計基準第6号第18項)になり、貸借対照表や損益計算による情報開示だけでは不足することに至ったのである。そのためにも会社法は、新たな計算書類として株主資本等変動計算書を追加し、それを証券取引法(当時、現在は金融商品取引法)上のディスクロージャー制度でもこれを踏襲したのである。

Ⅲ 株主資本等変動計算書の検討(1): 名称

株主資本等変動計算書の名称に関して、企業会計基準委員会は当該計算書が貸借対照表の「純資産の部」のすべての項目を開示対象としている(企業会計基準第6号第20項参照)ため、「純資産変動計算書」という名称を付することも検討したようである⁴。しかしながら、当該計算書が「主として、株主資本の各項目の変動を示すものとしている」(企業会計基準第6号第22項第1パラグラフ)ことを根拠にして「株主資本等変動計算書」に決したそうである⁵。また、海外の会計諸基準で用いられている「株主持分変動計算書」という名称も検討の対象には含められたものの、貸借対照表の純資産の部の表示区分と異なっているため、採用には至っていない⁶。

確かに、当該計算書の導入が資本の部に関連する項目の増加および複雑化に求められ、その中でも株主に帰属する株主資本の各項目の変動事由を報告させることに軸足を置くにしても、株主資本等変動計算書の表示区分は貸借対照表の純資産の部の表示区分にそのまま従うことと明定し、かつ表示方法として貸借対照表の純資産の部における各項目の前期および当期末残高と整合することまで強制されている(同第4項および第5項)。企業会計基準委員会がそこまで当該計算書と貸借対照表の純資産の部との完全なる整合性をことさらに強調するのであれば、なおのこと「純資産変動計算書」の方がその趣旨に適っているのではないかと解される。

また、株主資本とこれ以外の項目とを比較して、株主資本の方が重要性が高いと断定しているけれども、実際の企業は業種・業態あるいは規模などの点で多種多様であり、場合によっては株主資本以外の純資産の項目の方が企業の経営状況を判断する上で決定的に重要な意味を持つ場合も考えられるはずである。それを株主資本以外の項目を簡便な表示にすることを認めることをもって単なる「等」で片付けてしまうことには違和感を禁じ得ない。

さらに、企業会計基準委員会のホームページ(英語版)によれば、株主資本等変動計算書の英訳名は、驚くべきことに「Statement of Changes in Net Assets」と表記されており、却下されたはずの「純資産変動計算書」の直訳名が用いられている⁷。これがどのような経緯を辿ってこのような結論に至ったのかは窺い知ることはできないけれども、企業会計基準委員会(ASBJ)が誇りと信念を持って

貸借対照表の表示を長らく浸透していた「資本 (Capital) の部」を「純資産 (Net Assets) の部」と改め、かつそこでの区分に忠実に従って各項目の変動事由を報告する財務書類を新たに作成・開示させる意志を保持するのであれば、対海外諸国向けの英語表記と同様に、日本語による正式名称も「純資産変動計算書」と呼んで首尾一貫性を貫くべきであるし、逆に「株主資本等変動計算書」という名称に自信を持っているのであれば、その名称を付した意図に適合するような英語表記名に改称するべきである。

そもそも、わが国の企業会計基準委員会が平成 18 年 12 月に公表した「財務会計の概念フレームワーク」によれば、投資のポジションと成果を表すための財務諸表の構成要素として、資産と負債を先行して定義し、次で資産と負債の差額である「純資産」概念を掲げ、さらにこれと純利益を生み出す投資の正味ストックとしての「株主資本」との違いを強調 (概念フレームワーク第 3 章第 18 項) していることから、純資産 (Net Assets) を資産・負債に次ぐ重要な構成要素に据えていることは、わが国の概念フレームワークのオリジナルな特徴の一つを構成していると明らかにいえるものである。それゆえに、純資産概念とその変動事由を示す計算書との整合性を保つこととを、単なる呼び方の問題に矮小化するのではなく、概念フレームワークそのものにも直結する問題として認識するべきであると筆者は解する。

IV 株主資本等変動計算書の検討 (2) : 作成主体

次に、株主資本等変動計算書を作成する主体であるが、会社計算規則によればすべての株式会社が作成しなければならないことになる。すなわち、会社法第 435 条第 2 項において、株式会社は法務省令に定めるところにより、各事業年度に係る計算書類を作成することとされているが、この中に貸借対照表や損益計算書と並んで「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」が挙げられており、ここで想定されているものが株主資本等変動計算書および個別注記表である (会社計算規則第 91 条第 1 項)。したがって、株式会社であればその業種・規模等とは無関係に必ず株主資本等変動計算書を作成しなければならない。

そればかりではなく、合名会社、合資会社および合同会社といった持分会社についても「社員資本等変動計算書」の作成が義務付けられ (会社計算規則第 103 条第 1 項)、会社計算規則の条文構成でも「第 4 章 株主資本等変動計算書等」 (同第 127 条以下、なお傍点は筆者による) と一括して規定されており、「社員資本等変動計算書」も株主資本等変動計算書と全く同様に作成することとされている。

このように、会社法ならびに会社計算規則によれば、わが国におけるほぼすべての会社が株主 (社員) 資本等変動計算書を作成することが強制されている。しかしながら、今般の会社法の制定で最低資本金制度が撤廃され資本金 1 円の株式会社も出現するようになり、その上旧有限会社法に基づ

くかつての有限会社もまた、会社法上は有限責任社員のみによる株式会社となり、さらにそれらに加えて合名会社・合資会社等までにも一律に当該計算書の作成を強いるのは、現実から乖離してしまっているのではないだろうか。剰余金の配当もほとんどなく、その他の項目の変動も活発とはいえない中小零細の会社にまで一斉に強制したとしても実益に乏しく、その一方で作成にかかるコスト・負担を考慮すれば、より弾力的な取扱いを検討しても良いのではないかと思われる。そもそも、剰余金の配当をあまり実施しない中小企業を想定すれば、純資産の項目が変動する頻度は低いものと考えられるので、主な変動事由としては当期純損益ぐらいである。しかし、それは損益計算書ですでに情報開示されているので、当該計算書をせっかく作成したとしても、これによる追加的情報はほとんどないものと推察される。

後述のように、上場会社等が作成する四半期財務諸表でさえも四半期株主資本等変動計算書の作成を要しないこととされた（ただし株主資本の額に著しい変動が生じた場合はその変動事由を注記しなければならない）のであるから、もともと規模の小さな会社は純資産項目の複雑な変動を想定しにくいと、注記などによって臨機応変に対応することとしたとしても特段支障はない。

ところで、日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の4団体は、資金調達先の多様化や取引先の拡大を見据え、中小企業の会計の質向上を図るためにこれまでに取り組んできた報告書等を統合する形で「中小企業の会計に関する指針」を平成17年8月に公表している。この指針は、中小企業が計算書類を作成するにあたって、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示したものであり、そのために必ずしも法的強制力を伴うものではないけれども、この指針に拠り計算書類を作成することが望ましいと推奨されている。指針設定以来、会社法や会計諸基準・同適用指針および実務対応報告の制定改廃に伴って毎年見直されており、平成19年版においては、株主資本等変動計算書については第71項で規定されている。そこで、例えば筆者の私見であるが、この指針を有効に活用して、一定規模に満たない中小企業においては株主資本等変動計算書の作成・開示を免除し、その代わりとして剰余金の配当などの諸事項を注記することにより会社側の事務負担を軽減する措置を講ずることが適当ではないかと考えるものである。

V 株主資本等変動計算書の検討(3)：作成様式

株主資本等変動計算書の作成様式に関して、企業会計基準第6号では何ら言及されていない。しかし、同時に公表された企業会計基準適用指針第9号では、表示の様式を定めており、純資産の項目を横に並べる様式を原則としつつも、但し書きで縦に純資産項目を並べる方式も認めている。前者の様式（様式1）と後者の様式（様式2）にしたがって、個別株主資本等変動計算書と連結株主資本等変動計算書の双方をそれぞれ示せば、次のとおりとなる。

①個別株主資本等変動計算書

②連結株主資本等変動計算書[illegible]

(様式2) 純資産の項目を縦に並べる方法の様式例

①個別株主資本等変動計算書

株主資本

資本金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		<u>×××</u>
資本剰余金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		<u>×××</u>
資本準備金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		<u>×××</u>
その他資本剰余金	前期末残高および当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
資本剰余金合計	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
利益剰余金	前期末残高		×××
	当期変動額	剰余金配当に伴う積み立て	×××
	当期末残高		<u>×××</u>
利益準備金	前期末残高		×××
	当期変動額	剰余金配当に伴う積み立て	×××
	当期末残高		<u>×××</u>
その他利益剰余金	前期末残高および当期末残高		<u>×××</u>
	××積立金		×××
	繰越利益剰余金		×××
繰越利益剰余金	前期末残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当	△×××
	当期末残高	当期純利益	<u>×××</u>
利益剰余金合計	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
自己株式	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		△×××
	当期変動額	自己株式の処分	<u>×××</u>
株主資本合計	当期末残高		<u>△×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
評価・換算差額等	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
その他有価証券評価差額金	当期末残高		<u>×××</u>
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		<u>×××</u>
繰延ヘッジ損益	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		<u>×××</u>
評価・換算差額等合計	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
新株予約権	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		<u>×××</u>
純資産合計	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>
	当期末残高		<u>×××</u>
	前期末残高		×××
	当期変動額		<u>×××</u>

②連結株主資本等変動計算書

株主資本

資本金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		×××
資本剰余金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		×××
利益剰余金	前期末残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当	△×××
		当期純利益	×××
		その他	×××
自己株式	当期末残高		×××
	前期末残高		△×××
	当期変動額	自己株式の処分	×××
株主資本合計	当期末残高		△×××
	前期末残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××
評価・換算差額等	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
繰延ヘッジ損益	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
為替換算調整勘定	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
評価・換算差額等合計	前期末残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××
新株予約権	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
少数株主持分	前期末残高		×××
	当期変動額 (純額)		×××
	当期末残高		×××
純資産合計	前期末残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		×××

これに対して、財務諸表等規則第 99 条第 2 項は、株主資本等変動計算書は様式第四号により記載するものと規定し、その様式第四号では、株主資本等変動計算書のフォームは純資産の各項目を横に並べる様式のみが示されており、縦に並べる様式は示されていない。したがって、財務諸表等規則では縦に並べる様式は一切認められないという解釈になる。また、連結株主資本等変動計算書についても、連結財務諸表規則第 70 条第 2 項で様式第六号により記載することが定められ、その様式

第六号では、連結株主資本等変動計算書のフォームも純資産の各項目を横に並べる方法のみが示されており、個別財務諸表と同様に縦に並べる様式は示されていない。平成18年4月25日に財務諸表等規則を改正した際に公表した改正案に対するパブリックコメントにおいて、縦に並べる様式も認めるべきであるという趣旨のコメントが一般から寄せられたが、それに対する金融庁の見解は、

(旧)証券取引法に基づく開示様式は、投資家等の比較可能性などを考慮し、単一の様式に定めることとしているため、横に並べる様式のみを認めたと回答している⁸。なお、パブリックコメントに対する回答の中で様式第四号において、株主資本とそれ以外を上下二段に並べて開示することについてはこれを容認し、A4用紙サイズで有価証券報告書が作成されたり、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork; 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) 上に掲載したりするという実務上の便宜に一定の配慮を示している。

しかしながら、企業会計基準委員会で審議の上、正式に公表された適用指針による表示様式の一方を真っ向から否定するには相当の論拠が存在することを立証することが必要であり、単に比較可能性のために単一の様式のみ認めるというのは根拠として薄弱であるといわざるを得ない。確かに、金融庁から平成18年5月1日に発せられた、『財務会計基準機構・企業会計基準委員会の公表した「株主資本等変動計算書に関する会計基準」の取扱いについて』によれば、企業会計基準第6号は、証券取引法(当時)の規定の適用にあたっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うものとされているのであるため、適用指針自体に関しては形式的には法的効力が及んでいないといえ、その結果、適用指針第9号で指示する方法が財務諸表等規則や連結財務諸表規則で却下されても直ちに制度上問題となるわけではない。

しかし、仮に縦に並べる様式であっても、每期継続して開示すれば期間比較は可能であり、また、縦に並べようが横に並べようが開示される情報そのものに相違点があるわけでもないから企業間の比較に際して別段支障があるというわけではない。仮に、比較可能性を重視して単一の様式を定めるという方針自体に基づくのであるならば、キャッシュ・フロー計算書では、様式第五号においては営業キャッシュ・フローの表示方法として直接法を採用しつつ、同じく様式第六号においては間接法を採用しており、二方式いずれをも認めていることから単一の様式に限るという上記の論理は矛盾をきたしてしまっているのである⁹。

そもそも、平成18年4月改正前の財務諸表等規則第6条では、財務諸表の各計算書の様式は報告様式によると定められ、貸借対照表や損益計算書も含めてすべて縦に並べる方式によって統一されていた。しかし、この平成18年4月の改正時に第6条が削除され、現在に至るまで空いている状態になっている。これは上記の様式第四号との整合性を取り繕うため削除したものと推測されるが、横に並べる形式を採るために本条を削除するという彌縫策を講じるのではなく、むしろ発想を逆転

させて縦に並べる様式に統一して財務諸表全体の整合性を図るか、あるいは縦横両方による様式を容認するように転換するべきである。

ただ、上記（様式2）で示したことから明らかなように、現行の縦に並べる様式自体にも、概観性の観点から欠点があり、冗長にみえるほか一見してわかりにくいという批判を甘受しなければならない点があることを否定できない。そこで、筆者は次の縦に並べる方式の改善案を提示したい（様式3）。この様式の要点は、単純に縦に並べる様式ではなく、純資産の各項目を縦に並べる一方で前期末・当期末残高および当期の変動額を横軸に展開する様式である¹⁰。その意味で横に並べる方式と縦に並べる方式の、いわば折衷的な方式であるともいえるけれども、この様式によれば各項目の合計額や当期変動額の推移を容易に把握しやすいほか、貸借対照表では純資産の項目が縦に並んでいるので、前期末および当期末の貸借対照表との連携を意識しやすいという利点が期待されるものである。

（様式3）筆者が提案する純資産の各項目を縦に並べる様式例

①個別株主資本等変動計算書

	期首残高	当期変動額						期末残高
		新株の発行	剰余金の 配 当	× × × × × ×	自己株式の 処 分	当期純利益	当期変動額 合 計	
株主資本								
資本金	×××	×××					×××	×××
資本剰余金								
資本準備金	×××	×××					×××	×××
その他資本剰余金	×××							×××
資本剰余金合計	×××						×××	×××
利益剰余金								
利益準備金	×××		×××				×××	×××
その他利益剰余金								
××積立金	×××							×××
繰越利益剰余金	×××		△×××			×××	×××	×××
利益剰余金合計	×××						×××	×××
自己株式	△×××				×××		×××	△×××
株主資本合計	×××							×××
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金	×××							×××
繰延ヘッジ損益	×××							×××
評価・換算差額等合計	×××							×××
新株予約権	×××							×××
純資産合計	×××	×××	△×××		×××	×××	×××	×××

②連結株主資本等変動計算書

	期首残高	当期変動額						期末残高
		新株の発行	剰余金の 配 当	× × × × × ×	自己株式の 処 分	当期純利益	当期変動額 合 計	
株主資本								
資本金	×××	×××					×××	×××
資本剰余金	×××	×××					×××	×××
利益剰余金	×××		△×××			×××	△×××	×××
自己株式	△×××				×××		×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	△×××		×××		×××	×××
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差金	×××							×××
繰延ヘッジ損益	×××							×××
為替換算調整勘定	×××							×××
評価・換算差額等合計	×××							×××
新株予約権	×××							×××
少数株主持分	×××							×××
純資産合計	×××	×××	△×××		×××	×××	×××	×××

Ⅵ 株主資本等変動計算書の検討(4)：表示内容

1 株主資本の各項目

企業会計基準第6号によれば、貸借対照表の純資産の部における株主資本の各項目は、前期末残高、当期変動額および当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示することとされている(第6項)が、その他利益剰余金の内訳科目の数は企業により差があることを考慮して、内訳科目の前期末残高、当期変動額および当期末残高を個別株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができるとされている(適用指針第9号第4項)。この場合には、その他利益剰余金全体の前期末残高、当期変動額および当期末残高の各合計額を個別株主資本等変動計算書に記載することになる。

ここで、原則として内訳科目ごとに変動事由を示すことにするものの、例外として株主資本等変動計算書の本体では合計額で示し、内訳科目ごとに変動事由を注記により開示する姿勢については全く異存がない。ただし、企業によって差があることを理由にして全くの自由裁量でその他利益剰余金の項目を個別株主資本等変動計算書本体に表示させるか、注記による開示かに委ねることは適当とはいえないものと解する。例えばその他利益剰余金の合計額の10%を超える項目は必ず個別株主資本等変動計算書本体に表示させるなど、注記による開示による場合の何らかの客観的・定量的な拠り所を設定すべきである¹¹⁾。

また、株主資本の各項目の変動事由については、適用指針第9号第6項に例示列举されており、変動事由の内容を適切に示す他の名称を持って記載することが認められている(適用指針第17項)。

さらに変動事由およびその金額の記載は、概ね個別（連結）貸借対照表における表示の順序によることとされている（適用指針第3項①注4および②注3）。ここで「概ね」の意味するところ自体が不明確ではあるけれども、変動事由の例示列举である以上、変動事由の記載順序に意味を持たせているものではなく、要は貸借対照表における資本金、資本剰余金、利益剰余金、および自己株式の表示の順序で関係する変動事由を記載することを要請するものと解釈できよう。しかし、貸借対照表の表示順序で変動事由を示すことに積極的意義は存在せず、加えて近時、株主資本の項目の変動事由は実に様々なものが考えられ、ますます複雑化・多様化する株主資本の関連取引によって生じた変動事由を必ずしも上記の順番で適切に配置できるとは限らないものが出現することも推察される。また、当期純利益が繰越利益剰余金（連結株主資本等変動計算書の場合は利益剰余金）の変動事由であるとしても、（様式1）のように「剰余金の配当」と「自己株式の処分」の間に配置するのではかえって利害関係者に誤解や偏見を与えることになりかねない。そこで、筆者は、当期変動額の表示の順序は取引発生順に記載することを原則とし、当期純利益については本来ならば期末の決算日の時点で把握されるのであるから当期変動額の末尾に記載するべきであるともいえるが、臨時計算書類を作成した場合の臨時損益計算書での当期純損益も分配可能額に加減され配当財源を構成する（会社法第461条第2項、会社法施行規則第116条、および会社計算規則第184条）ので、当期変動額の冒頭に記載すべきであると解するものである。なお、剰余金の配当や自己株式の処分などの変動事由が複数回に及ぶ場合には、複数回行われた事実を厳然に示すために、取引のたびにその日付を付してその都度記載することを原則としつつ、重要性が極めて乏しい場合には合算して表示することが望ましいものとする。

2 株主資本以外の各項目全般

企業会計基準第6号によれば、貸借対照表の純資産の部における株主資本以外の各項目は、前期末残高、当期変動額および当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示することを原則とし、純額法を採用している（第8項）。これは、すでに前述したように「株主資本等変動計算書」は、主として株主に帰属する株主資本の変動を明らかにするものであるもので、株主資本以外の項目については簡便な表示によることを認めたことを理由とする。もっとも、純額法を強制するというわけではなく、同項但し書きでは主な変動事由および金額を株主資本等変動計算書に記載したり（総額法）、株主資本等変動計算書本体には純額で記載するものの、主な変動事由および金額を注記により開示する方法も認めている（適用指針第9号第9項および第10項）。

これに対し、筆者は企業会計基準第6号の上記の姿勢は総額主義の原則に反するので、原則として総額法によることとし、一定の場合にのみ純額法または注記による開示を許容すると規定すべき

であると解する。近年、いわゆる投資家向け広報 (Investor Relations : IR) の普及に伴い、企業側から自主的に業績や財務の状況、あるいは経営上の課題などを株主などの投資者に対して積極的に情報発信する活動が活発になっている。そこでは、必ずしも法制度の下で開示が強制されていない事項やその動向についても、いわば戦略的に情報を発信し、株主などの投資者と良好な関係を築くことで企業のイメージアップや資金調達の円滑化をもたらす、ひいては企業価値向上にも貢献すると考える経営者が増えているのが実情である。このような現状にある昨今において、純額法を原則とするのは、このような積極的な情報開示を行う趨勢に逆行する規定である。

株主資本以外の項目の当期変動額を純額で示したところで、すでに二期間の貸借対照表を比較参照すれば当期変動の純額はすぐに把握できて用は足りているので、特に目新しい情報が与えられるわけではない。むしろ意思決定に影響を与えない情報を洪水のごとく流しても情報過多をもたらすばかりであり、真に意思決定に必要な情報がかすむことになれば、それこそ弊害である。例えば、少数株主持分を一つとってみても、少数株主損益の振替、子会社の評価・換算差額等の増減のうちの少数株主への振替分、子会社株式の取得・売却による連結の範囲の異動、連結子会社の増資による少数株主持分の増減、あるいは未実現損益の消去など実に様々な変動事由が想定され、その変動を丹念に開示すればそれだけ株主資本等変動計算書の存在価値は大いに高まるのである。それゆえに、株主資本とそれ以外の項目を原則として差をつけるべきではない。まず株主資本以外の各項目についても、総額法で変動事由を示すことを原則に改め、その上で重要性に乏しい場合には注記での開示によるべきであると筆者は考える。どうしても株主資本の変動を優先して示すことに固執するのであるならば、いっそのこと「株主資本変動計算書」として株主資本のみを対象とし、株主資本以外の各項目については一定の積極的重要性の識閾を超える場合に限って注記させるということも選択肢としてありうるであろう。

3 その他有価証券評価差額金

その他有価証券評価差額金について、その主な変動事由および金額を株主資本等変動計算書に表示する場合、時価評価対象となるその他有価証券の売却または減損処理による増減を示す方法として、適用指針第9号は次の二つの方法を指示している (第12項)。

- ① 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の金額を表示する方法
- ② 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の金額を表示する方法

前者の方法は、時価評価の対象となっていたその他有価証券に係る売却損益からこれに法定実効税率を乗じて求めた分を控除した純額のみをその他有価証券評価差額金の当期変動分として認識し、株

主資本等変動計算書に記載する方法である。これに対し後者の方法の場合には、売却損益等の金額を表示するゆえに評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する必要がある。当該税効果の額の表示方法としては、評価換算差額等の内訳科目ごとに行う方法と、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の合計による方法とがある。いずれにせよ、繰延税金負債（または繰延税金資産）の減少分をも株主資本等変動計算書における当期変動分に盛り込むことによって、損益計算書に表示される売却損益の総額を表示する方法である（適用指針第21項(1)）。筆者としては、株主資本等変動計算書が損益計算書と貸借対照表とを有機的に結びつけるための連結環としての機能を果たすためには、売却損益の総額を記載する②の方法の方が好ましいと解される。

次に、純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減であるが、前期末に保有していたその他有価証券の前期末から当期末または売却時までの時価の変動と期中に新たに取得したその他有価証券の取得時から当期末または売却時までの時価の変動の合計を記載することとなっている（同項(2)）。適用指針は、同項なお書きで当該金額に関して、実務上の便宜を考慮してか前期末と当期末のその他有価証券評価差額金全体の変動額から上記のその他有価証券の売却または減損処理による増減の額を控除して算定することも容認している。

しかしながら、その他有価証券の時価評価は洗替法によって行われる（金融商品会計基準第18項）はずなので、前期末に計上したその他有価証券評価差額金は、期首に繰延税金負債（資産）も含めて振り戻す処理を行っているのであるが、この点を適用指針は無視していると判断される¹²。

自明のことではあるが、その他有価証券に関する当期首の会計処理を仕訳で示せば次のとおりである（ただし全部純資産直入法を前提とする）。

その他有価証券に含み益が生じていた場合

（借方） 繰延税金負債	×××	（貸方） その他有価証券	×××
その他有価証券評価差額金	×××		

その他有価証券に含み損が生じていた場合

（借方） その他有価証券	×××	（貸方） 繰延税金資産	×××
		その他有価証券評価差額金	×××

したがって、前期末に含み益が生じていた場合も、含み損が生じていた場合も当期首の振り戻し仕訳によって原始取得原価が帳簿価額（ただし減損処理されて時価まで引き下げられた場合の当該価額を含む）に戻っているのであるから、その他有価証券評価差額金は0（ゼロ）になっているは

ずである。その事実を株主資本等変動計算書に明瞭に示すことが肝要であると筆者は考えるものである。株主資本等変動計算書では、当期変動額の箇所ですべて全額その他有価証券評価差額金をいったん控除し、改めて期末に保有しているその他有価証券に係る評価差額金を増額させるように記載すべきである。現行の方式では期首に洗い替えている事実を度外視している点で再検討の余地を有しているといえよう。

企業会計基準第6号は、「既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準を優先する」と規定している（同第1項第2パラグラフ）ので、確かに「例えば」となっているものの（適用指針第9号第21項）、従来まで採用されてきた、その他有価証券の洗替処理は事実上変更されてしまったことになる。

Ⅶ 株主資本等変動計算書の検討(5)：注記事項

企業会計基準第6号および適用指針第9号は、株主資本等変動計算書の注記事項を定めている（企業会計基準第6号第9項、適用指針第9号第13項）。基本的には、株主資本に関して他の会計基準で求めている事項に加えて、今般改訂されたIAS第1号などのように国際的には配当に関する事項の注記が当該計算書に求められていること、および配当情報自体の投資に与える重要性の高さを勘案して注記事項を規定した。さらに現行の情報開示の中心が連結財務諸表であることから、原則として連結株主資本等変動計算書に記載することとされた¹³。連結株主資本等変動計算書の注記事項には、①発行済株式の種類および総数に関する事項、②自己株式の種類および株式数に関する事項、③新株予約権および自己新株予約権に関する事項、および④配当に関する事項が規定されている。個別株主資本等変動計算書の注記事項には、連結株主資本等変動計算書の内容とは異なるものとして、自己株式の種類および株式数に関する事項が定められている。

これに関して、連結ベースでの情報開示を重視する方向にあることを否定するものではないが、現行制度に基づく限りにおいて配当に関する情報は別ではないかと筆者は考えるものである。すなわち、わが国の会社法では、新たに導入された連結配当規制会社の場合の特則（会社計算規則第186条第四号）を除き、個別ベースの株主資本の金額に基づいて分配可能額が算定され、その枠内での剰余金の配当が可能になっている。したがって、配当に関する事項については、その重要性に鑑みて連結ベースでの連結株主資本等変動計算書に加えて、重複をおそれず注意を喚起する目的で個別ベースでの個別株主資本等変動計算書においても重畳的に開示するのが好ましいと解するのである。なお、配当に関する注記事項とは、①配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株あたりの配当額、基準日および効力発生日、②配当が金銭以外の現物配当の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類ならびに配当財産の帳簿価額（配当の効力発生日における時価をもって純資産を減少させ

る場合には、当該時価により評価した後の帳簿価額)、および③基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資および前記①または②に準じる事項、である。ここで、かねてより筆者はこれらの事項に分配可能額の注記を加えることを別稿ですでに主張しているが¹⁴、すでにその理由は指摘済であるためこれ以上立ち入らない。

VIII 四半期財務諸表での取り扱い

企業会計基準第6号では、他の中間財務諸表と同様に上半期に関する財務諸表の一つとして、中間株主資本等変動計算書（中間連結株主資本等変動計算書および中間個別株主資本等変動計算書）の作成も求められており、株主資本等変動計算書に準じて作成することとされている（企業会計基準第6号第10号）。

しかし、平成18年6月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」により証券取引法は「金融商品取引法」に改称され、併せて平成20年4月1日以降開始する連結会計年度および事業年度から上場会社等を対象として四半期報告制度が新たに導入され、四半期報告書の提出が義務付けられた。これまでも新興市場向け株式市場を中心に四半期業績などの四半期ごとの財務情報の開示が段階的に進められ、徐々にタイムリー・ディスクロージャーが浸透していることに鑑みたものであるが、一方で企業会計基準委員会、テーマ協議会から「中長期」かつ「他の法制度との調整等が必要なテーマ案」として四半期開示の検討が提言されていたこともあり、平成17年にワーキング・グループを結成するなど本格的な作業を開始しており、同年12月に「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」（以下、四半期財務諸表論点整理と略す）を公表して一般から意見の募集を行った。さらに上記の金融商品取引法制の整備も踏まえて四半期財務報告書の中核をなす四半期財務諸表の作成基準の開発作業を加速し、平成18年11月に企業会計基準公開草案第16号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（以下企業会計基準公開草案第16号と略す）および企業会計基準適用指針公開草案第20号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針公開草案第20号と略す）を公表し、再度意見の募集を行い、公開草案の一部修正のうえ、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下、企業会計基準第12号と略す）およびこれを適用する際の指針として企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する適用指針」を平成19年3月に設定・公表した。

企業会計基準第12号は、四半期財務諸表の範囲として四半期貸借対照表、四半期損益計算書および四半期キャッシュ・フロー計算書とするとされ（企業会計基準第12号第5項および同第6項）¹⁵、四半期株主資本等変動計算書は開示を求めず、株主資本の金額に著しい変動があった場合には主な変動事由を注記事項として開示することとされた（同第19項(13)および同第25項(11)）¹⁶。その理

由として、企業会計基準は①四半期開示制度の定着しているアメリカにおいても、四半期財務諸表としての「連結株主持分変動計算書」の開示が求められておらず、財政状態に重大な変動がある場合に注記が求められていること、②連結株主資本等変動計算書の作成は従来の連結剰余金計算書と比べて事務負担を要するものであり、45日以内での開示という迅速性の要請を踏まえると作成は不要であることの二点を挙げている（企業会計基準第36項）。

他方で、同項で並列して列挙しているように、①企業会計基準第6号の公表に伴い、株主資本等変動計算書が基本財務諸表（傍点筆者）の一つとなり、中間財務諸表でも中間連結剰余金計算書が中間連結株主資本等変動計算書に置き換えられたこと、②国際会計基準（IAS）第34号やカナダ基準では四半期財務諸表に「連結剰余金計算書」または「連結株主持分変動計算書」を含めていること、および③会社法施行後の四半期配当の実施などによって必要性が高まると考えられること、を論拠に四半期ベースでの株主資本等変動計算書の作成も検討はしたものの、結局8月に公表された公開草案の段階から上記の理由により四半期株主資本等変動計算書の開示を認めず、株主資本の金額に著しい変動があった場合に、主な変動事由を注記すれば足りるとした。なお、注記の記載方法について、「株主資本の金額の著しい変動の内訳が一覧できるよう、表形式で開示することができると考えられる」（企業会計基準第36項なお書き）とされたが、その表形式の具体的様式は規定されていない。それゆえ、変動事由等を適切に開示するために、実質的に株主資本等変動計算書に近い表形式で示して、実質的に四半期株主資本等変動計算書と同水準の情報を開示することは制度上不可能ではない。

しかしながら、利害関係者が意思決定をするのにあたって判断材料となる情報の有用性よりも、その下位概念であるはずの迅速性および企業側の事務的な負担軽減を優先する姿勢には疑問が残る。わが国の「財務会計の概念フレームワーク」第2章財務情報の質的特性に照らし合わせても、会計情報に求められる最も基本的な特性は意思決定有用性であると位置づけた（同第1項）点とも矛盾していると解する。

加えて、前述のとおり年度決算では株式会社以外の会社も含めてほぼすべての会社において株主（社員）資本等変動計算書の作成が求められるのにもかかわらず、相当の事務負担に耐えられる体制と資金力を有している上場会社で四半期（3ヶ月）ごとの株主資本等変動計算書の作成・開示が免れるというのは著しくバランスを欠いている。少なくとも、現行制度では上半期の中間株主資本等変動計算書が作成・開示されているので、この意味ではディスクロージャーの後退が余儀なくされているのである。作成事務に配慮したということであるが、むしろ四半期ごとに株主資本等の変動事由をこまめに把握して開示しておけば、年度決算での株主資本等変動計算書の作成も迅速・円滑かつ正確になることが期待できるものであるから、原則として四半期ごとの株主資本等変動計算書の作成を求め、全く変動がない場合には開示を免除し、重要性が乏しいと判断される場合には注記によ

る開示を促すべきである¹⁷。そもそも、上記傍点を付したように、株主資本等変動計算書を「基本」財務諸表に自ら位置づけたにもかかわらず、その作成・開示を求めず年1回でよいというのは首尾一貫性に欠け、それこそタイムリーディスクロージャーの精神に悖る規定であろう。

また、注記が求められるのが「株主資本の金額に著しい変動があった場合」という点も問題がある。まず第一に、周知のとおり純資産の項目には株主資本以外の各項目が存在し、この規定によれば評価・換算差額等や新株予約権、あるいは少数株主持分がいくら変動していたとしても四半期財務諸表には四半期会計期間の末日における金額が四半期貸借対照表に示されるのを除き、全く現れないことになる。包括利益概念の台頭する昨今では、株主資本以外の項目の変動こそ利害関係者の関心を集めるものであり、四半期財務諸表が定着した段階で再検討を試みるべきである。

第二に、株主資本の金額に生じた「著しい変動」とはどのような事象を想定するのであり、どの程度をもって「著しい」と判断するかである。適用指針第14号第64項では、著しい変動の有無は、前年度末の金額と比較して判断するものとされ、主な変動事由として(1)新株の発行または自己株式の処分、(2)剰余金、(3)自己株式の取得、(4)自己株式の消却、(5)企業結合、および(6)連結範囲の変動または持分法の適用範囲の変動、が例示列挙されている。しかしながら、どの程度であれば「著しい」と判断するのかの準拠枠が示されていないので個別に判断するしかない。これに関連して企業会計基準委員会は、第121回の委員会で注記項目の重要性の判断に関する定量的な指針の必要性の検討を行っている。そこでは、国際財務報告基準(IFRS)のIAS第34号や、アメリカの会計原則審議会(APB)意見書第28号や、SEC規則Regulation S-X 10-01を参照した上でいずれも定量的な基準を明示していない動向を踏まえて、四半期財務諸表に関する会計基準や同適用指針では重要性の判断基準に定量的な基準を設けない結論に至っている¹⁸。しかしながら、セグメント情報の開示基準でのセグメント情報開示にあたっての「10%基準」など、定量的な重要性基準はすでに他の領域で用いられているので、なお異論が残るところである。

IX おわりに

以上、わが国の株主資本等変動計算書の主要論点について、企業会計基準・適用指針の規定を参照しながら、私見を率直に表明し、様々な提言等を行ってきた。株主資本等変動計算書について、これまでわが国の会計実務ではもとより、会計理論の側面でも議論があまり活発には交わされてきたとはいえず、なじみの薄い「未開の地」であった上に、その導入が会社法の制定を契機としていたこともあり、これ以外の他の分野・領域で大幅な制度変更を伴っていたためか、総じて議論は低調であった。さらに、平成18年5月の正式導入以後においても活発に議論されているとは、必ずしも言い難い状況にある。そのため、誠に残念ではあるが、現状における株主資本等変動計算書には改善

を要する箇所が見受けられ、その結果利用者にとって理解しにくいばかりか、単に株主資本の項目などの内訳明細を示す表に過ぎず、基本財務諸表のひとつとは名ばかりで財務諸表というよりはむしろ、貸借対照表を補足する附属明細表の一つと評した方が実態に即しているともいっても過言ではない状況にある。

しかしながら、株主資本等変動計算書がひとたび貸借対照表、損益計算書などと並ぶ基本的な財務諸表として追加され、そしてほぼすべての会社が作成することが強制され、多くの作成コストを企業側が負担している以上、これが少しでも有効に機能し、ディスクロージャーの充実・強化を通じて透明性の確保に資するよう、常に点検を怠らないことが肝要である。株主資本等変動計算書は、「企業の財務政策や資本政策の方向を判断するのに重要な情報」¹⁹を与えてくれるものであり、今後も様々な角度から検討を加え続けることにより、利用者サイドからの利便性が認められるように不断的な努力を重ねる必要がある。とりわけ、包括利益への関心が急速に高まる中、アメリカにおいて財務会計基準書(SFAS)第130号で求められている包括利益の開示を多くの企業が株主持分変動計算書において開示している現状に鑑みると²⁰、わが国の株主資本等変動計算書の本質的意義として、単に株主資本等の内訳明細を示すことだけに留まらず、より積極的な機能を担うことも期待できるのである。

《注 釈》

¹ 株主資本等変動計算は純資産の部に計上される各項目の内訳変動を示す表であるため、株主資本等変動計算書を検討するにあたり、企業会計基準第6号と密接不可分の関係にある企業会計基準第5号とを切断して捉えることは本来的には望ましいことではない。しかし、純資産の部や、そこでの細区分の妥当性など概念的枠組みの是非については、機会を改めて議論することとし、本稿において貸借対照表の純資産の部の表示方法は、所与のものとして取り扱うこととする。

² 証券取引委員会(SEC) 規則S-X 3-04

³ なお、筆者は繰越利益剰余金が負になるケースでは「繰越損失」として貸借対照表に記載するべきであると主張しているが(増子2006 53-54ページ)、当然ながらその場合、株主資本等変動計算書上もマイナスの繰越利益剰余金から繰越損失に振り替えるための記載が必要になる。

⁴ 株主本変動計算書に記載すべき項目の範囲を純資産のすべての項目する考え方を採用した理由については、企業会計基準第6号第20項および第21項に詳しい。

⁵ 公開草案の段階では、連結株主資本等変動計算書や個別株主資本等変動計算書を一括して「連結株主資本等変動計算書等」と呼んでいた。

⁶ 当会計基準に限らず、企業会計基準委員による公表物からは、「持分」という用語を使用することに対して、一貫して慎重な姿勢がうかがえる。

⁷ ASBJ issues Accounting Standards for Statement of Changes in Net Assets and its Implementation Guidance (2005.12.27)
企業会計基準委員会ホームページ http://www.asb.or.jp/html_e/technical_topics_reports/equity/equity.php

- ⁸ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業内容等の開示に関する内閣府令その他の内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について（金融庁ホームページ）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/20060425-1.html>
- ⁹ もっとも、キャッシュ・フロー計算書の場合には、営業活動のキャッシュ・フローの表示に関して、制度上は直接法と間接法との両方が認められているものの、現実には企業側は間接法に基づいて作成・開示をしているので、投資者など利用者から見れば単一の様式に統一されているように誤解していても不思議ではない。
- ¹⁰ 公開草案に対して寄せられたコメントは、企業会計基準委員会のホームページにおいて公表され、これに対する対応も公開される。企業会計基準公開草案第8号・企業会計基準適用指針第11号に対してコメントを提出したのは7団体等および個人6名であり、その中で財団法人 産業経理協会は、筆者の主張と同じく、純資産の各項目を横に並べる様式の縦軸と横軸を反対にすることにより、表示様式を一つにすることを提案している。http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/comments/pdf_equity/CL2.pdf なお、田中（2007、44ページ）は説明にあたり採用してはいないものの、筆者の提案する様式も「考えられる」と言及している。
- ¹¹ 評価・換算差額等についても、内訳科目の前期期末残高、当期変動額および当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができるとされている（適用指針第9号第5項）。したがって、これについても何らかの基準を示すことが必要であると解される。
- ¹² 日本公認会計士協会も、公開草案に対するコメントにおいて、筆者と同じく適用指針第9号のその他有価証券評価差額金の洗替処理と不整合を指摘し、その他有価証券の売却または減損処理時点ではその他有価証券評価差額金が増減されることはないとしている。そもそも、過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから開放された部分、すなわち「その他包括利益」のうち、いったん純資産に直入した項目を実現した期の損益に計上する、いわゆるリサイクリングの会計処理は当然ながら慎重に議論を進めなければならない。けれども、本来ならば株主資本等変動計算書の導入に先行して検討すべき性質のものである。
- ¹³ 公開草案の段階では、個別ベースの株主資本等変動計算書の注記事項として、①発行済株式の種類および総数に関する事項、②自己株式の種類および株式数に関する事項、および③配当に関する事項が定められ、連結株主資本等変動計算書では自己株式の種類および株式数に関する事項のみが注記事項とされ、確定した企業会計基準とちょうど逆の関係になっていた（企業会計基準公開草案第8号第10項）。しかし、各界からのコメントを基に検討を重ね、他の財務諸表と同じく連結が主、個別が従という取扱いに修正された。
- ¹⁴ 増子（2006）48ページ
- ¹⁵ 企業会計基準第12号では四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないとされた（同第6項但し書き）。それゆえ、投資者など利害関係者は四半期での情報は、連結ベースと個別ベースのいずれか一方しか入手できないということになる。
- ¹⁶ 平成19年8月に新設された、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第82条および「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第92条でも同様に、株主資本の金額に著しい変動をもたらす事由は注記事項に定められている。
- ¹⁷ 日本公認会計士協会は、四半期財務諸表論点整理および企業会計基準公開草案第16号に対して、一貫して筆者と同様に四半期財務諸表に株主資本等変動計算書を含めるべきであるとの意見を表明しており、原則として四半期株主資本等変動計算書を作成することとし著しい変動がない場合には作成を省略できると規定するように主張している。

http://db.jicpa.or.jp/member/documents/toshin_dl.php?id=1840

http://db.jicpa.or.jp/member/documents/toshin_dl.php?id=4424

また、日本アナリスト協会も、同じく四半期財務諸表論点整理の段階から四半期株主資本等変動計算書の開示を求めているが、日本公認会計士協会と若干姿勢が異なっており、四半期財務諸表開示までの時間的制約を考慮して公開草案の結論を現時点では消極的に支持するものの、将来的には株主資本等変動計算書の利用価値が高まった段階で基準を見直し、四半期ごとに開示されることを期待し、現実的な対応策を提示している。

なお、企業会計基準委員会は、公開草案などに対して一般から寄せられたコメントならびにそれに対する対応をホームページにて公開しているが、四半期財務諸表に関する論点整理・公開草案とも公開されていない。平成19年1月の第120回企業会計基準委員会議事要旨によると、企業会計基準公開草案に対して団体12件、個人4件計16件のコメントが寄せられ、四半期財務諸表の範囲が議論されたことが示されているが、その詳細は不明である。全公開草案に対するコメントを公表すべきか否かは議論が分かれるところであるが、少なくとも企業会計基準に関する公開草案に対して寄せられた意見の概要とそれへの対応を明らかにするというデュー・プロセスを貫徹すべきであると思う。

¹⁸ 第123回企業会計基準委員会議事要旨 http://www.asb.or.jp/html/minutes/20070220/20070220_123.php

¹⁹ 松尾 (2007) 54 ページ

²⁰ SFAS No.130 パラグラフ 22-25 を参照のこと。また、AICPA (2006)によれば、アメリカの主要 600 社のうち、2005 年の年次報告書において株主持分変動計算書に包括利益を開示している企業が 478 社と約 8 割に上っており、包括利益計算書で報告している企業は増加傾向にあるものの 77 社で 1 割強に過ぎない(表 4-1、400 ページ)。しかし、2007 年改訂 IAS 第 1 号は包括利益を持分変動計算書で開示することを禁じており、FASB 側の今後の動向が焦点である。

参考文献

American Institute Certified Public Accountants, *Accounting Trends & Techniques* 60th 2006 Edition

Financial Accounting Standard Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* 1984

——, *Statement of Financial Accounting Standards No.130, Reporting Comprehensive Income* 1997

International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No.1, Presentation of Financial Statements(revised 1997,2004 and 2007)*

Security Exchange Commission, *SEC Guidelines : Rules, and Regulations 2007 Edition* Warren , Gorham & Lamont 2007

石山 宏稿 「ASBJ による新しい計算書」—「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)の検討—
『税経通信』第 61 巻第 1 号 2006 年 1 月

田中 茂次稿 「会計、その神話の崩壊(4)」『経理研究』第 50 号 2007 年 3 月

増子 敦仁稿 「剰余金の会計」『企業会計』第 58 巻第 9 号 2006 年 9 月

松尾 隼正稿 「株主資本等変動計算書」『関西大学論集』第 52 巻第 1・2 号合併号 2007 年 6 月

(了)

(2008 年 1 月 8 日受理)